

報道機関配付資料 安城市

件名 令和8年第1回安城市議会定例会提出
議案等について

令和8年2月19日

令和8年第1回安城市議会定例会に提出する議案等については、次のとおりです。

問合せ 安城市役所 行政課法規係

電話（直通） 0566-71-2208



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中

令和8年第1回安城市議会定例会提出議案

承認		
専決処分	1	本
議案		
条例改正	18	本
条例廃止	1	本
条例制定	2	本
補正予算	8	本
当初予算	8	本
その他議案	4	本
報告		
専決処分	1	本
同意	1	本
合計	44	本

【初日－41本】

承認

 専決処分について
 令和7年度安城市一般会計補正予算

条例の改正について

 安城市職員定数条例の一部改正
 安城市職員の給与に関する条例の一部改正
 安城市職員の旅費に関する条例の全部改正
 安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正
 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正
 安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正
 安城市国民健康保険税条例の一部改正
 安城市介護保険条例の一部改正
 安城市手数料条例の一部改正
 安城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
 安城市教育センター設置条例の一部改正
 安城市野外センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
 安城市水道事業給水条例等の一部改正
 安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正
 安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正
 安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

条例の廃止について

 安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止

条例の制定について

 安城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
 安城市犯罪被害者等支援条例の制定

令和7年度補正予算について

 一般会計
 特別会計（5会計）
 企業会計（2会計）

令和8年度予算について

 一般会計
 特別会計（5会計）
 企業会計（2会計）

その他議案について

 市道路線の廃止
 市道路線の認定

報告

 専決処分について
 業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解

【議案質疑日－2本】

その他議案について

 財産の取得について
 図書館業務システム関連機器の更新
 図書館情報ネットワーク機器の更新

【最終日－1本】

同意

 監査委員の選任について

令和 8 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

仮番	内 容	
1	議案番号	承認第 号
	議案名	専決処分について
	摘 要	<p>令和 7 年度安城市一般会計補正予算（第 6 号） 専決年月日 令和 8 年 1 月 1 9 日</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>
2	議案番号	第 号議案
	議案名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>職員数の適正化に伴うもの</p> <p>職員の定数の変更 ※現段階で詳細は未定</p> <p>(施行日) 令和 8 年 4 月 1 日</p>

仮番	内 容	
4	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市職員の旅費に関する条例の全部改正について
摘 要	<p>国家公務員の旅費制度の改正を踏まえ、一般職の職員の旅費制度の改正をするもの</p> <p>1 旅費の種目及び内容の見直し</p> <p>(1) 鉄道賃に係る急行料金及び座席指定料金を支給する場合の距離制限を廃止する。</p> <p>(2) 運賃の等級が区分されている場合の運賃の額の上限額を次のとおりとする。</p> <p>ア 鉄道賃及び船賃は、最下級（外国旅行の場合は、最上級（3以上の等級区分がある場合は最上級の直近下位の級））の運賃額</p> <p>イ 航空賃は、最下級（外国旅行の場合であって、24時間以上の移動をするときは最下級の直近上位の級）の運賃額</p> <p>(3) その他の交通費を設け、バスやタクシー等に要する費用のほか、公務に私用車を利用する移動に要する費用（現行の車賃）もその対象とし、その額は路程に応じ規則で定める額とする。</p> <p>(4) 宿泊費（現行では宿泊料）を設け、上限付きの実費方式（現行は定額方式）とし、その上限額は、国家公務員の職務の級が10級以下の者と同額とする。</p> <p>(5) 包括宿泊費を設け、移動及び宿泊に係る費用が一体となった旅行（いわゆるパック旅行）に係る費用を支給することができるようにする。</p> <p>(6) 宿泊手当を設け、宿泊を伴う旅行に限り支給するものとし、その額は、国家公務員と同額とする。</p> <p>※職員が市長等の特別職の職員と随行して旅行する場合に当該特別職の職員と同額の旅費を支給することができる旨の規定は、存置する。</p> <p>2 旅費の支給対象等の見直し</p> <p>(1) 出張及び勤務の実態に応じ、職員の自宅等を発着地点とする出張に係る旅費を支給することができるようにする。</p> <p>(2) 職員が旅行役務提供者（市と契約する旅行代理店等）の提供する旅行を利用した場合には、当該職員に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し当該旅費に相当する費用の額を支払うことができるようにする。</p> <p>(3) 職員が条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に、当該職員に対し当該旅費の返納を求めるとともに、当該旅費の返納に代えて当該職員がその後に支給を受ける給与又は旅費から控除することができる旨を規定する。</p> <p>3 1及び2のほか、国家公務員の旅費と同様の内容となるよう見直しをする。</p> <p>4 次に掲げる条例の規定で引用する安城市職員の旅費に関する条例の条例番号等を改める。</p> <p>(1) 安城市出頭人等の実費弁償に関する条例</p> <p>(2) 安城市消防団条例</p> <p>(3) 安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>	

仮番	内 容																
5	議 案 番 号	第 号議案															
摘 要	議 案 名	安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について															
	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、及び一般職の職員の旅費制度の改正等を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額及び旅費の額の改定等をするもの</p> <p>1 給料月額の改定</p> <table border="1" data-bbox="319 504 1332 667"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1,044,000 円</td> <td>1,084,000 円</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>855,000 円</td> <td>888,000 円</td> <td>33,000 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>751,000 円</td> <td>780,000 円</td> <td>29,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 旅費の額の改定等</p> <p>旅費の額は、次に掲げるものを除き、一般職の部長級の職員と同額とする。</p> <p>(1) 特別車両料金を鉄道賃の対象とする。(現行と同様)</p> <p>(2) 特別船室料金を船賃の対象とする。(現行と同様)</p> <p>(3) 運賃の等級が区分されている場合の上限額を次のとおりとする。</p> <p>ア 鉄道賃は、最上級の運賃額</p> <p>イ 船賃は、最上級の運賃額(現行と同様)</p> <p>ウ 航空賃は、最下級(外国旅行の場合は、最上級(3以上の等級区分がある場合は最上級の直近下位の級))の運賃の額</p> <p>(4) 宿泊費の額の上限額は、国家公務員の指定職職員等と同額とする。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和8年4月1日</p>		区分	現行	改定後	引上額	市長	1,044,000 円	1,084,000 円	40,000 円	副市長	855,000 円	888,000 円	33,000 円	教育長	751,000 円	780,000 円
区分	現行	改定後	引上額														
市長	1,044,000 円	1,084,000 円	40,000 円														
副市長	855,000 円	888,000 円	33,000 円														
教育長	751,000 円	780,000 円	29,000 円														

仮番	内 容																
6	議 案 番 号	第 号議案															
	議 案 名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について															
	摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬月額を改定するもの</p> <p>議員報酬月額の改定</p> <table border="1" data-bbox="319 465 1334 627"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>578,000 円</td> <td>600,000 円</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>535,000 円</td> <td>555,000 円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>482,000 円</td> <td>500,000 円</td> <td>18,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>	区分	現行	改定後	引上額	議長	578,000 円	600,000 円	22,000 円	副議長	535,000 円	555,000 円	20,000 円	議員	482,000 円	500,000 円
区分	現行	改定後	引上額														
議長	578,000 円	600,000 円	22,000 円														
副議長	535,000 円	555,000 円	20,000 円														
議員	482,000 円	500,000 円	18,000 円														
7	議 案 番 号	第 号議案															
	議 案 名	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について															
	摘 要	<p>一般職の常勤職員の給与の改正に準じ、企業職員の給与に第2種初任給調整手当を設けるもの</p> <p>初任給調整手当の一類型として第2種初任給調整手当を設ける。 その対象者は、新たに採用された企業職員等で、民間の賃金の最低基準を考慮して市長が必要があると認めるものとする。</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>															

仮番	内 容	
8	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>職員を派遣することのできる団体を新たに定めるもの</p> <p>職員を派遣することのできる団体として新たに次の3法人を定める。 公益社団法人安城市シルバー人材センター 公益財団法人安城市学校給食協会 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>
9	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>一般職の常勤職員の給与の改正に準じ、フルタイム会計年度任用職員の給与に第2種初任給調整手当を設けるもの</p> <p>初任給調整手当の一類型として第2種初任給調整手当を設ける。 その対象者、額等は、一般職の常勤職員の例による。</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>

仮番	内 容																																																	
10	議 案 番 号	第 号議案																																																
	議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について																																																
	摘 要	<p>県の標準保険料率の算定を踏まえ、国民健康保険税の課税額及び軽減額の改定をするもの</p> <p>1 県の標準保険料率の算定を踏まえ、国民健康保険税の課税額の改定をする。</p> <p>(1) 基礎課税額の改定</p> <table border="1" data-bbox="343 526 1380 840"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の6.75を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の7.43を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>被保険者1人につき28,900円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき31,700円</td> </tr> <tr> <td>世帯別 平等割額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 18,800円 ・ 特定世帯 9,400円 ・ 特定継続世帯 14,100円 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 20,300円 ・ 特定世帯 10,150円 ・ 特定継続世帯 15,225円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定</p> <table border="1" data-bbox="343 884 1380 1198"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.78を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>被保険者1人につき11,700円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき12,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯別 平等割額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,600円 ・ 特定世帯 3,800円 ・ 特定継続世帯 5,700円 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,700円 ・ 特定世帯 3,850円 ・ 特定継続世帯 5,775円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 介護納付金課税額の改定</p> <table border="1" data-bbox="343 1243 1380 1523"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.44を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>介護納付金課税被保険者1人につき11,700円</td> <td></td> <td>介護納付金課税被保険者1人につき12,200円</td> </tr> <tr> <td>世帯別 平等割額</td> <td>1世帯につき5,800円</td> <td></td> <td>1世帯につき6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民健康保険税の課税額の改定に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る軽減額の改定をする。</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>	区分	現行	→	改定後	所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の6.75を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の7.43を乗じて算定	被保険者均等割額	被保険者1人につき28,900円		被保険者1人につき31,700円	世帯別 平等割額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 18,800円 ・ 特定世帯 9,400円 ・ 特定継続世帯 14,100円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 20,300円 ・ 特定世帯 10,150円 ・ 特定継続世帯 15,225円 	区分	現行	→	改定後	所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.78を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定	被保険者均等割額	被保険者1人につき11,700円		被保険者1人につき12,000円	世帯別 平等割額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,600円 ・ 特定世帯 3,800円 ・ 特定継続世帯 5,700円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,700円 ・ 特定世帯 3,850円 ・ 特定継続世帯 5,775円 	区分	現行	→	改定後	所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.44を乗じて算定	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき11,700円		介護納付金課税被保険者1人につき12,200円	世帯別 平等割額	1世帯につき5,800円		1世帯につき6,000円
区分		現行	→	改定後																																														
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の6.75を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の7.43を乗じて算定																																															
被保険者均等割額	被保険者1人につき28,900円		被保険者1人につき31,700円																																															
世帯別 平等割額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 18,800円 ・ 特定世帯 9,400円 ・ 特定継続世帯 14,100円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 20,300円 ・ 特定世帯 10,150円 ・ 特定継続世帯 15,225円 																																															
区分	現行	→	改定後																																															
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.78を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定																																															
被保険者均等割額	被保険者1人につき11,700円		被保険者1人につき12,000円																																															
世帯別 平等割額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,600円 ・ 特定世帯 3,800円 ・ 特定継続世帯 5,700円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,700円 ・ 特定世帯 3,850円 ・ 特定継続世帯 5,775円 																																															
区分	現行	→	改定後																																															
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.44を乗じて算定																																															
被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき11,700円		介護納付金課税被保険者1人につき12,200円																																															
世帯別 平等割額	1世帯につき5,800円		1世帯につき6,000円																																															

仮番	内 容	
11	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>介護保険法施行令の改正に伴うもの</p> <p>地方税における給与所得控除の見直しによる介護保険の保険料収入への影響を緩和するため、令和8年度の保険料の算定において、次に掲げる特例を設けることとする。</p> <p>(1) 保険料率の算定に関する所得の額の算定において、給与所得を有する第1号被保険者であって、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満であるものの当該算定に係る合計所得金額が、給与所得控除の見直し前と同額となるよう調整する措置</p> <p>(2) 第1号被保険者並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年の給与所得を有する者であって、給与所得控除の見直しにより市民税が課されていないものがあるときは、当該者を市民税が課されている者とみなす措置</p> <p>(3) (1) 及び (2) は、転入者等（令和8年度の介護保険の保険料の賦課期日に安城市に住所を有しない者又は安城市の令和8年度の市民税の納税義務者でない者）には適用しない。</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>
12	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
	摘 要	<p>寄附金を原資に設置した高齢者地域生活支援促進事業基金を活用し終えたことに伴うもの</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

仮番	内 容	
13	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	摘 要	<p>子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの</p> <p>特定乳児等通園支援事業者（乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市長の確認を受けた者をいう。）が、特定乳児等通園支援事業を提供するに当たり従わなければならない基準を定める。</p> <p>※特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）と同じ内容</p> <p>（施行日） 令和8年4月1日</p>
14	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>1年間に限り多機能端末機による証明書の交付に係る手数料の金額を改定するもの</p> <p>開庁時間を短縮することを踏まえ、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による証明書の交付を促進するため令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年間に限り、多機能端末機で交付する証明書に係る手数料の額を1通当たり10円とする。</p> <p>※多機能端末機で交付できる証明書は次に掲げるもの</p> <p>（1）戸籍証明書（現行450円） （2）所得（非）課税証明書（現行200円） （3）印鑑登録証明書（現行200円） （4）住民票の写し（現行200円） （5）戸籍の附票の写し（現行200円）</p> <p>（施行日） 令和8年6月1日</p>

仮番	内 容																				
15	議 案 番 号	第 号議案																			
	議 案 名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について																			
	摘 要	<p>非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴うもの</p> <p>非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改定する。</p> <p>(1) 非常勤消防団員及び非常勤水防団員</p> <table border="1" data-bbox="347 488 1396 846"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900円 →13,340円</td> <td>13,700円 →14,170円</td> <td>14,500円 →15,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,300円 →11,670円</td> <td>12,100円 →12,500円</td> <td>12,900円 →13,340円</td> </tr> <tr> <td>班長及び団員</td> <td>9,700円 →10,000円</td> <td>10,500円 →10,840円</td> <td>11,300円 →11,670円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者 最低額 9,700円→10,000円 最高額 14,500円→15,000円</p> <p>(3) 扶養親族に係る加算額</p> <p>ア 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 100円→廃止</p> <p>イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（1人につき） 383円→433円</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>	階 級	勤 務 年 数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円 →13,340円	13,700円 →14,170円	14,500円 →15,000円	分団長及び副分団長	11,300円 →11,670円	12,100円 →12,500円	12,900円 →13,340円	班長及び団員	9,700円 →10,000円	10,500円 →10,840円	11,300円 →11,670円
階 級	勤 務 年 数																				
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																		
団長及び副団長	12,900円 →13,340円	13,700円 →14,170円	14,500円 →15,000円																		
分団長及び副分団長	11,300円 →11,670円	12,100円 →12,500円	12,900円 →13,340円																		
班長及び団員	9,700円 →10,000円	10,500円 →10,840円	11,300円 →11,670円																		
16	議 案 番 号	第 号議案																			
	議 案 名	安城市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について																			
	摘 要	<p>不登校児童生徒への支援に係る施設の名称を改めるもの</p> <p>不登校児童生徒への支援に係る施設の名称を「適応指導教室」から「教育支援センター」に改める。</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>																			

仮番	内 容	
17	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市野外センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>安城市茶臼山高原野外センターを廃止するもの</p> <p>1 利用者数の減少等に伴い、安城市茶臼山高原野外センターを廃止する。</p> <p>2 所要の規定の整理をする。</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>
18	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市犯罪被害者等支援条例の制定について
	摘 要	<p>犯罪被害者等の心情に配慮しながら犯罪被害者等を支えるもの</p> <p>1 犯罪被害者等の支援の目的</p> <p>2 犯罪被害者等の支援の基本理念</p> <p>3 市の責務</p> <p>4 市民の責務</p> <p>5 事業者等の責務</p> <p>6 犯罪被害者等の支援のための市の施策等</p> <p>(1) 相談及び情報の提供等</p> <p>(2) 総合的対応窓口の設置</p> <p>(3) 経済的負担の軽減</p> <p>(4) 日常生活の支援</p> <p>(5) 居住の安定</p> <p>(6) 広報及び啓発</p> <p>(7) 人材の育成</p> <p>(8) 意見等の反映</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>

仮番	内 容							
21	議 案 番 号	第 号議案						
	議 案 名	安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について						
	摘 要	<p>一定の建築物に附置する駐車施設に係る車椅子利用者用駐車施設の設置基準の改正等を行うもの</p> <p>1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正を踏まえ、車椅子利用者用駐車施設の設置基準を見直す。</p> <p>(1) 用途に応じ一定の規模以上の建築物に附置しなければならない駐車施設における車椅子利用者用駐車施設の設置義務台数を、次の表の駐車施設の規模に応じたものとする。(現行は規模によらず1台以上)</p> <table border="1" data-bbox="347 645 1289 846"> <thead> <tr> <th>駐車施設の規模</th> <th>車椅子利用者用駐車施設の設置義務台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附置義務台数が200以下</td> <td>附置義務台数に100分の2を乗じて得た数(小数点以下切上げ)</td> </tr> <tr> <td>附置義務台数が200超</td> <td>附置義務台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下切上げ)に2を加えた数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※附置義務台数とは、用途に応じ一定の規模以上の建築物に附置しなければならない駐車施設の台数のこと</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置することを義務づける。</p> <p>2 共同住宅について、駐車場法施行令の改正によらず、これまでどおりの附置義務となるよう必要な改正を行う。</p> <p>※駐車場法施行令の改正により、同令上、共同住宅は、非特定用途から特定用途(自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途)に位置付けが変更された。</p> <p>3 所要の規定の整理をする。</p> <p>(施行日) 令和8年4月1日</p>	駐車施設の規模	車椅子利用者用駐車施設の設置義務台数	附置義務台数が200以下	附置義務台数に100分の2を乗じて得た数(小数点以下切上げ)	附置義務台数が200超	附置義務台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下切上げ)に2を加えた数
駐車施設の規模	車椅子利用者用駐車施設の設置義務台数							
附置義務台数が200以下	附置義務台数に100分の2を乗じて得た数(小数点以下切上げ)							
附置義務台数が200超	附置義務台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下切上げ)に2を加えた数							
22	議 案 番 号	第 号議案						
	議 案 名	安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について						
	摘 要	<p>コミュニティ住宅の入居者の資格を見直すもの</p> <p>1 コミュニティ住宅に入居することができる者に、西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業の施行に伴い住宅を失う等住宅に困窮すると認められる者を加える。</p> <p>2 所要の規定の整理をする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>						

仮番	内 容	
23	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	令和7年度安城市一般会計補正予算（第7号）について
	摘 要	資料別添
24 ） 28	議 案 番 号	第 号議案 ～ 第 号議案
	議 案 名	令和7年度安城市特別会計補正予算について
	摘 要	次の5会計 国民健康保険事業（第2号） 土地取得（第1号） 有料駐車場事業（第1号） 介護保険事業（第3号） 後期高齢者医療（第1号） 資料別添
29 ・ 30	議 案 番 号	第 号議案 ・ 第 号議案
	議 案 名	令和7年度安城市企業会計補正予算について
	摘 要	次の2会計 水道事業（第2号） 下水道事業（第1号） 資料別添

仮番	内 容	
31	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	令和8年度安城市一般会計予算について
	摘 要	資料別添
32 〈 36	議 案 番 号	第 号議案 ～ 第 号議案
	議 案 名	令和8年度安城市特別会計予算について
	摘 要	次の5会計 国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 介護保険事業 後期高齢者医療 資料別添
37 ・ 38	議 案 番 号	第 号議案 ・ 第 号議案
	議 案 名	令和8年度安城市企業会計予算について
	摘 要	次の2会計 水道事業 下水道事業 資料別添

仮番	内 容	
39	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	市道路線の廃止について
	摘 要	<p>開発行為等に伴うもの</p> <p>廃止 4 路線</p>
40	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	市道路線の認定について
	摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>認定 4 6 路線</p> <p>廃止及び認定後の市道 4, 063 路線</p>

仮番	内 容	
43	議 案 番 号	報 告 第 号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 100,660円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日 令和7年7月4日（固定資産税名寄帳兼課税台帳の写しの交付日） (2) 経 過 本市から死亡した義理の祖父の固定資産税名寄帳兼課税台帳の写しの交付を受けた相手方が、当該課税台帳の写し等を基に相続に係る登記の業務を司法書士に依頼していたところ、本市の事務の誤りにより当該課税台帳に他人の土地が登録及び記載されていることが判明したものと</p> <p>3 相手方の損害の程度 当該土地の相続に係る調査のため司法書士に支払った報酬及び実費並びに銀行振込手数料</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 令和8年1月30日</p>
44	議 案 番 号	同 意 第 号
	議 案 名	監査委員の選任について
	摘 要	<p>識見を有する者のうちから選任した委員 中西肇の任期満了（令和8年5月11日）に伴う後任の選任</p> <p>監査委員 識見を有する者のうちから選任される者 任期 4年 定数 1人 要件 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者</p> <p>議員のうちから選任される者 任期 議員の任期 定数 1人</p>